



RIETI Discussion Paper Series 07-J-020

遺族年金改正のシミュレーション分析

深尾 光洋

経済産業研究所

中田 大悟

経済産業研究所

蓮見 亮

経済産業研究所



Research Institute of Economy, Trade & Industry, IAA

独立行政法人経済産業研究所

<http://www.rieti.go.jp/jp/>

遺族年金改正のシミュレーション分析*

深尾光洋[†] 中田大悟[‡] 蓮見亮[§]

April 27, 2007

Abstract

本論文では、遺族年金制度について今後あり得る改正案が年金財政の安定性と世代間・世代内の公平性にどのような影響を及ぼすのか、という点について議論する。ここで検討するのは、①欧州並みに遺族年金給付を夫の給付の50%程度に削減する案、②遺族に対する給付を遺族給付という形式ではなく夫婦世帯が得る年金給付は拠出負担を問わず夫婦共同で納めたものと見なす2分2乗式の年金給付に改める案、③スウェーデン方式を範として扶助原理に基づく遺族給付を厚生年金保険制度から分離し厚生年金を保険原理に基づく給付により純化させる案、の3案である。

得られた結論は次の通りである。まず、現在の公的年金制度が基礎年金制度という全ての年金受給者が受給する基礎的給付にかかる負担を各年金間で分配する制度の上に成り立っている限り、マクロ経済スライドの適用期間の削減を検討することは、国民年金制度の破綻を招くことから不可能であり、これらの改正案の実施に際して厚生年金保険料負担の軽減で対応することが妥当であり、それぞれの改正案に基づけば相当程度の保険料引き上げスケジュールの前倒し停止が可能である。さらにそれに付随する効果として、現在の有限均衡方式の下で莫大な規模にふくれあがることが予想される公的年金制度の積立金額を幾分か軽減させることができる。これより運用収益のぶれにより生じるリスクを軽減・回避させる効果が期待できる。

さらに、厚生年金の収益性について各改正案の下で世帯類型内および世帯類型間で世代別にどのような影響が生じるのかも検討した。各改正案の実施により中高齢世代のモデル世帯を中心に収益性が悪化する受給者が存在するが、若年世代を中心に保険料負担の軽減の恩恵を受ける世帯が多く出現することと、有限均衡方式のもとで主に若年世代が中高齢世代が残した積立金の取り崩しの恩恵を受けることの効果が相まって世代間の格差も若干縮小することが期待できる。また、当然ながら遺族年金給付の削減・分離によりモデル世帯とその他の世帯類型間の格差は概ね縮小していくことが確認された。

*本論文における見解は筆者個人の学術的見解であり、経済産業研究所および経済産業省の見解を示すものではないことをお断りしておく。また、本論文で示される各種の推計結果も筆者個人の責任の下に行った分析の結果であり、厚生労働省が行う年金財政検証等とは関わりが無いことをあらかじめ明示しておく。

[†](独) 経済産業研究所 ファカルティフェロー/慶應義塾大学商学部 教授/(社) 日本経済研究センター 理事長

[‡]Corresponding Author:(独) 経済産業研究所研究員, E-mail: nakata-daigo@rieti.go.jp

[§](独) 経済産業研究所リサーチアシスタント/慶應義塾大学大学院商学研究科後期博士課程/(社) 日本経済研究センター研究統括部

1 はじめに

2004年の年金制度改正により公的年金財政の安定性に相当程度の改善がもたらされた。これまで高齢化が進むたびに上がり続けることが不安視されてきた年金保険料負担については、引き上げスケジュールと共に上限を明記し負担の増加に歯止めをかけることとなった。また、少子高齢化の下で対GDP比水準が急速に増え続けることが予想される給付に関しては、マクロ経済スライド制¹を導入し、給付総額を負担の枠内で賄える範囲内に抑制する仕組みができた。これらの具体的な改革が年金財政の安定化につながることを期待されている。

年金財政全体の安定化と共に、2004年の年金制度改正においては女性と年金にまつわる諸課題に対応する制度改正が数多く行われた。2004年改正を巡り、既存の制度枠組みを維持したままの年金財政安定化のあり方に関しては経済学者・エコノミスト・年金学者・財界等々が多様な議論を展開したが、多くの論者が女性の年金に関する課題に対して2004年改正が一定の改善をもたらすことであろう事には意見が一致している(堀(2005), 高山(2004)など)。特に前進が見られたと評価される改正項目としては、「夫婦間の年金分割」「育児休業期間等における支援措置」「第3号被保険者の未届け期間に関する救済措置」などが挙げられることが多く、いずれもわが国の公的年金制度において長年懸案とされてきた課題に対応する制度改正となっている。

しかし、2004年改正において制度の改善が期待されながら先送りされた、もしくは不十分にしか改正されなかった課題があることも指摘されている。代表的な例としては短時間労働者への厚生年金適用拡大が挙げられる。短時間労働者への厚生年金適用拡大は2004年改正において最後まで議論されながら、結局、改正法の附則に「施行後5年を目途として、総合的に検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置が講ぜられるものとする」として先送りされることになった。また、部分的な改正にとどまった例として遺族年金の問題がある。社会保障審議会年金数理部会に提出された『平成16年度財政状況-厚生年金-』によれば、平成16年度の厚生年金給付総額23兆6195億円に対して遺族年金給付額は4兆1645億円と給付総額の17.6%を占めるものとなっているが、遺族年金はその給付の規模だけではなく、第3号被保険者制度の存在と関連していわゆる専業主婦優遇につながり、公的年金制度の公平性を阻害するものであると批判されることが多い(八田=小口(1999)等)。しかし、2004年改正においては子供のいない若年妻の遺族年金受給を

¹現行制度では基本的に年金受給額の改定は、既に受給している人(既裁定者)は物価上昇率をスライド率とし、新たに受給する人(新規裁定者)は賃金上昇率をスライド率としている。マクロ経済スライド制とは年金受給額のスライド率を、少子化による公的年金被保険者数の減少率(3年平均)と高齢化の要因である平均余命の伸び率分(約0.3%)だけ引き下げる仕組みである(厚生労働省の平成16年財政再計算においては平均0.9%とされている)。マクロ経済スライドはおおよそ100年間の年金財政が均衡する(100年後の積立残高がその年の給付総額の一年分に相当する)と見込まれれば終了することになっており、2004年の財政再計算の見直し(基準ケース)では2023年までマクロ経済スライドを適用するものとされている。

削減した他は、本質的には改正されなかったといつてよい。

そこで本稿では、2004年改正において積み残された課題のうち、遺族年金制度について今後あり得る改正案が年金財政の安定性と世代間・世代内の公平性にどのような影響を及ぼすのか、という点について議論する。分析に際して用いられるのは、筆者らが開発した簡易型の年金財政シミュレーション・モデル (RIETI モデル) であり、厚生労働省の年金財政再計算に用いられるモデルと同様に保険数理に基づくシミュレーション・モデルである。これにより、厚生労働省年金局の推計では明らかになっていない改革案に関する試算を実行することが可能となる。

本稿の構成は以下の通りである。第2節では遺族年金制度を中心として2004年の年金制度改革において女性と年金に関する諸制度がどのように改正されたのか整理するとともに、諸外国ではどのような遺族年金制度が運営されているのかをレビューする。第3節では試算に用いられる RIETI モデルの概要を示すと共に、本モデルを用いて2004年の年金制度改革後のわが国の年金制度がどのように特徴付けられるかについて論じる。また第4節においては、RIETI モデルを用いて遺族年金制度に関するあり得る諸改正案についての定量的な評価・比較を行う。最後に第5節でまとめとする。

2 2004年年金制度改革と女性の年金

2004年の年金制度改革においては、大きな制度の枠組みとしては従来の基礎年金を全加入者共通の基盤的な年金としてその上に標準報酬比例給付の被用者年金(厚生年金・共済年金)をもつ二階建て制度を維持しつつ、将来の保険料負担の引き上げスケジュールとその上限を法定化し、今後100年間の公的年金給付を保険料収入、国庫負担収入、積立金の運用収益および取り崩し分で賄える範囲内に給付額を抑制するものとされた。給付額の抑制方法としては、年金給付のスライド方式に従来の賃金・物価変動率に加えて、時限的に高齢化・少子化要因を組み入れたスライド方式に変更することによりこれを達成することとされた。

このような財政方式の変更に關しては、制度の持つ根本的な脆弱性を放置するものと批判する論者も多いが(高山(2004)、橋木(2005)など)、一定の評価を与える論者も存在し(堀(2005)、小塩(2005))、評価が大きく分かれてしまっている。しかしながら、制度の大枠に関する議論から離れて、個々の改正内容に踏み込めば、それぞれに相応の評価を与えることで各論者の意見は一致しているものと思われる。特に、女性と年金にまつわる諸課題に関する改正には、比較的、肯定的な評価を得たものが多い。

2.1 年金分割, 育児支援

まず, 被用者年金の年金分割制度が導入され, わが国の年金制度において長年の懸案であった離婚時に起こる女性の低所得化に対応する制度の原型が形成された. これは, 夫婦が離婚する場合, 被用者年金制度の標準報酬比例給付を①2007年4月以前に関しては当事者間の同意もしくは裁判所における処分がなされたときは, 被扶養者期間における配偶者の標準報酬比例給付について最大半額を上限として被扶養者に請求権を認め, ②2007年4月以降に関しては被扶養配偶者を有する被保険者が拠出した保険料については, 被保険者と被扶養配偶者が共同して負担したものとみなして, 被扶養配偶者に被扶養者期間分の被保険者の標準報酬比例給付額のうち半分に対して請求権を認めることとするものである. この年金分割制度の創設は, 幾つかの問題点が指摘されるものの², これまで一身専属を建前としてきた日本の公的年金制度にとって大きな変革であり, 女性の年金権の拡充に大きな貢献をすることが期待されている.

育児期間の女性に対する支援措置も拡充された. 2004年改正以前においても, 1歳未満の子供を養育する被保険者が育児休業法上の育児休業およびそれに準ずる休業期間にある場合, 事業主および被保険者の保険料負担が免除されるとともに, 休業期間中の賃金所得がゼロであっても従前の標準報酬月額を年金給付算定上の標準報酬月額にできる, 即ち, 育児休業直前の賃金所得を稼ぎ続けたものとみなして年金給付額を算定する特例措置が取られていた. 2004年の改正では, この特例措置の対象を子供の年齢が1歳から3歳にまで引き上げられ拡充されることになった. また, 2004年改正ではこの保険料免除措置に加え, 子供を養育する被保険者が育児のために, 短時間勤務制度・フレックスタイム制度・所定外労働免除制度を利用して勤務時間を短縮した場合, その結果として賃金が下がったとしても子供が3歳になるまでの期間は従前の標準報酬月額を年金給付算定上の標準報酬月額とみなすことができ, この間の年金保険料は低下した賃金を基にして拠出するものとされた.

また, 第3号被保険者の未届け期間に対する特例措置も施された. 2002年4月以前の制度では第1号もしくは第2号被保険者が第2号被保険者と結婚して被扶養者となり, 第3号被保険者にその被保険者区分を変更するには自ら市町村の窓口で届出を行う必要があった³. 仮に届出が遅れてしまった場合は

²年金分割が可能なのは被扶養者すなわち第3号被保険者であった期間に関してのみであり, 共働き世帯(夫婦共に第2号被保険者)であった期間は対象とされない. これは, 婚姻期間中の年金保険料は夫婦共同で負担したとみなす年金分割制度導入の建前と整合的とはいえない. また, 分割されるのは2階部分の標準報酬比例給付であり, 企業年金などの3階部分は一身専属のままであり分割されない. また, 2007年4月以前分の分割に関しては当事者間の合意が必要とされていることから, そもそも人間関係が破綻したために起こることが多い離婚時に, 容易に合意が得られるか疑問視する批判も多い. 年金分割制度が整備されている諸外国では, 離婚時に自動的に分割されるカナダや原則均等配分を前提として離婚の裁判手続きを進めるドイツ, 個別ケースごとに財産分与手続きの中で総合的に判断されるイギリスなど, それぞれ多様なシステムとなっている.

³2002年4月以降は企業側で手続きする方式に改められている.

届出時点から2年前までは遡って第3号被保険者期間とすることができるが、それ以前は未納期間として処理されてしまう為、手続きの存在に関する周知の不徹底と相まって届出漏れが多数発生し、年金受給額の減額、最悪は受給資格期間(25年間)への未到達による無年金という現象が起きていた。2004年の制度改正では、特例措置として届出により2005年3月以前の未届け期間を第3号被保険者期間に繰り入れることが可能となった。

2.2 遺族年金の改正

遺族年金に関しては大きくは2点の制度改正が行われた。第1点目は「若年遺族配偶者に対する遺族年金給付期間の変更」である。これまでは終身給付を原則としてきた遺族年金を、配偶者の死亡時点で30歳未満かつ18歳以下の子供のいない遺族配偶者に対する遺族年金の支給期間を5年間に限定し有期化するとともに、夫の死亡時点で35歳以上の妻に加算されてきた中高齢寡婦加算の加算対象を40歳以上と改めることになった。

2点目は「高齢期遺族配偶者に対する併給方法の見直し」である。2004年改正以前の制度では、老齢厚生年金受給権を有する遺族配偶者(主として妻)が配偶者の死亡によって遺族厚生年金受給権も得た場合は3種類の支給方法の中から遺族配偶者が選択することとされていた。これまでの支給方法の選択肢は、

1. 自分の老齢厚生年金全額
2. 夫の老齢厚生年金に基づく遺族厚生年金(夫の老齢厚生年金の3/4)
3. 自分の老齢厚生年金の1/2 + 遺族厚生年金の2/3

である。この支給・併給方法の選択肢に従えば、大部分の女性遺族にとっては夫のほうに現役期間における就労期間が長くかつ賃金水準も高かったことから2番目の選択肢(遺族厚生年金)を選ぶ方が有利である。これは結果的に、女性自身が拠出した厚生年金保険料が掛け捨て状態になってしまうことを意味しており、納めた保険料が自身の受給水準に影響を及ぼさないことに対する批判が存在していた。

そこで、2004年改正によってこれは次のように改められた。

- まず妻は自分自身の厚生老齢年金を全額受給する。
- その上で、2004年改正以前の水準(多くは遺族厚生年金の満額)と自分自身の厚生老齢年金との差額を遺族厚生年金として受給する。

これにより、女性も自分自身の納めた保険料が名目上の年金額に反映され、掛け捨て状態になることが無くなり女性の年金権向上に貢献することが期待されている。

遺族年金のふたつの改正のうち前者は実質的な給付の削減であり、夫死亡時点においても老齢年金受給のために十分な保険料拠出可能期間を持つ若年者への給付は公的年金の原則からは例外的な給付であり是認しにくい側面があったことを考えると妥当な改正であり、若年遺族の労働供給を阻害することもなくなる点でも評価できるものである。

しかし、後者の改正には注意を要する。確かに女性の年金権の尊重という観点からみれば意義のある改正であるが、受給金額そのものはまったく変化しておらず、名目上の変更に過ぎない。したがって現在の遺族年金制度に対してなされることの多い世帯間の不公平という視点からの批判に答える形の改正にはなっていない。2004年改正に先立って2001年12月にまとめられた『女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会・報告書～女性自身の貢献がみゆる年金制度～』で指摘された共働き世帯と方働き世帯の間での不均衡是正という指摘に対する回答は実質的に先送りされたといつてよいだろう。

2.3 わが国における遺族年金制度の変遷

わが国の厚生年金制度の原型である工場労働者を対象とした1942年の労働者年金保険法が施行された時点で既に遺族年金制度は導入されていたが、当時は一定の要件を満たす遺族に対して10年間の有期で支給されるものであった。当時の支給額は夫の養老(老齢)年金の1/2であった。1944年に同法が厚生年金保険法に改正され、加入対象者が工場労働者だけではなく女性・職員にも拡大された際に、遺族年金は終身年金化された。

その後、戦後の混乱期を経て厚生年金は1954年の新厚生年金保険法の成立と共に再建されたが、このときの給付設計は現在の2階建制度の基本ともいえる定額部分と報酬比例部分をもつものであった。この年金保険は加入者に配偶者がいた場合は加給年金が追加的に支給されるものの被保険者の名義で給付されるものであり、専業主婦世帯の増加を背景に女性自らが受け取る年金はごく少数なものであった。遺族年金の給付水準は旧制度同様夫の基本年金の半額であった。

女性の年金権にとって最初の大きな転機となったのは1961年の国民年金制度の導入(国民皆年金制度の実現)であった。これにより、自営業者も定額制の個人単位年金が受給可能となると同時に、多くの女性にも女性独自の年金を受給できる道が開かれた。しかし、被用者の被扶養者に関しては加入は任意とされたため、被用者の妻の老後の生活は夫の厚生年金で保障するという基本姿勢を維持しながら妻の任意加入の如何で世帯間での年金給付に格差が生じたり、また離婚後の妻の生活保障や障害年金の受給権などについても種々の混乱が生じるなどした。

1976年の寡婦加算制度導入をはさんで、再び女性の年金権に大きな出来

事となったのが1985年の基礎年金制度導入である。基礎年金制度導入の主目的は独自の制度運営が困難になった国民年金制度の救済と給付水準の大幅な圧縮にあった⁴。基礎年金制度導入直前の厚生年金の標準年金額は173,100円(報酬比例部分81,300円, 定額部分76,800円, 妻の加給年金15,000円)であったから、改正後の制度の成熟時点での報酬比例部分76,200円と基礎年金額50,000円を合わせただけでは約47,000円足りないことになる。それでも改正前後で厚生省が指標とした所得代替率が名目上維持できたのは第3号被保険者制度の導入で妻の基礎年金部分50,000円を厚生年金の受給額に含めることにしたからである。この意味では、妻の基礎年金部分とはこれまでの定額部分と加給年金を夫婦間で分割したものとみなすこともできる。いずれにせよ、夫の加入している年金制度の負担で妻名義の基礎年金を保証することによって、概念上全ての女性国民に対する年金権を確保したことになった。

勿論、基礎年金制度導入の検討段階より、妻個人で保険料を負担せずに年金受給を可能とすることに共働き世帯や女性単身世帯を中心に批判の声がおこったが、女性の年金権確立という大義名分があったことから実施されることとなった。しかし、妻個人の年金負担に関しては、改正直前においても任意加入で約7,054,000人の女性が加入しており、改正直後の3号被保険者は約10,898,000人であったことから既に約7割の専業主婦層がすでに自身の年金権を持っていたという点と、さらに3割の専業主婦層に年金権を付与することができたという点で評価が分かれるところである。しかし、ここで留意すべき点は、当時の国民年金が内部収益率の非常に高い有利な年金制度であったということである。国民年金は定額負担であることから、貨幣の限界効用が非常に高い低所得者層には重い負担感を生じさせるが、ある程度の所得のある階層からすればお得で是非加入すべき制度だったのである。

それゆえ、第3号被保険者制度の導入は国民年金の救済と給付の圧縮に強いつながりを持っていることが判る。まず、約700万人以上の主婦層の将来の国民年金給付を一気に圧縮すると同時に、第3号被保険者の人数は基礎年

⁴1980年改正以降、物価スライドが毎年のように行われたことで、厚生年金における平均的(32年加入)年金額は現役男子の平均賃金(254,000円)の約68%(173,100円)の水準にまで達した。しかも、今後は、20歳前後で就職して厚生年金制度に加入し、60歳前後で退職して制度から離脱する40年加入が一般的になっていくと推測されることから、当時の制度の下で仮に40年フル加入したとして計算すると、妻の加給年金まで含めれば、厚生年金額は平均賃金の約83%(211,100円)もの水準に達し、さらにまた、妻が国民年金に25年任意加入していたとすると、夫婦の年金額は平均賃金の約97%(245,200円)、妻が国民年金に40年任意加入していたとすると平均賃金の約109%(277,000円)にも達することになり、現役世代よりもたくさんの収入を年金制度を通じて得られることになってしまった。

これはそもそも、年金制度の成熟度が低く保険料負担も低い時点から、短い平均加入年数を標準的な加入者像として給付水準を設定し、かつそこに非常に有利な国民年金保険制度を接合させたことから生じる構造的な帰結であった。段階保険料方式を採用しているわが国の公的年金制度において、制度の成熟化に伴う年金給付費の増大に対処し必要な財源を確保していくには、段階的な保険料の引き上げを図る必要があるが、この給付水準を維持するものと仮定すると、昭和55年財政再計算によれば、2020年以降の厚生年金保険料率は34.9%(当時の保険料率は男子10.6%、女子8.9%)、2015年以降の国民年金保険料は15,700円(当時の保険料は3,770円、2000年度価格で5013円)、2000年価格にして20,877円と当時のおよそ4倍程度の保険料水準引き上げが必要となることが予測され、このままでは、年金財政の持続可能性が疑われることは避けられない事態となっていた。

金拠出金の分担割合において夫の年金制度の算定対象者としてカウントされることから、国民年金制度の負担からも切り離すことが可能となった。また、もし単純に国民年金のフル加入給付額を5万円に下げただけであるなら多くの専業主婦層が再び無年金状態になっていたかもしれず、また、妻の基礎年金額分だけ単身世帯の年金給付額は減らすことができるのであるから、無年金者数を減らしながら給付総額も圧縮させる便利な手法であったことが推察される。

またこの時、遺族年金の給付水準が1/2から3/4に拡充された。但し、留意しておかなければならないことは、基礎年金制度導入以前の「遺族年金」は夫の厚生年金の基本給付(定額部分+報酬比例部分)に対する1/2であったことに対して、制度導入後の「遺族厚生年金」は夫の厚生年金(報酬比例部分のみ)に対する3/4であり、別途、妻は自分名義の基礎年金を受給しているという点である。よって単純な比較はできないが、大部分の遺族にとっては、給付額の増加につながったと思われる。

2.4 諸外国の遺族年金制度

我が国の遺族年金制度には細かな給付も多く、また新法・旧法間で様々異なる点があることから非常に複雑であるが、大まかな仕組みを概観すると次のようになる。まず、高齢遺族配偶者には実質的に配偶者の報酬比例年金の75%が遺族厚生年金として支給される。女性若年遺族配偶者の場合⁵、夫の死亡時に年齢が40歳以上であるかもしくは夫の死亡時に30歳以上40歳未満であっても子が18歳(障害児であれば20歳)になった時点で40歳であれば、65歳になるまでの間は夫の報酬比例年金の75%の遺族厚生年金に年額594,200円の中高齢寡婦加算が加算される。もし夫の死亡時に18歳未満(障害児であれば20歳未満)の子がいるならば遺族厚生年金に加えて子が18歳(障害児であれば20歳)になるまでの期間、年額804,200円の遺族基礎年金が給付される(子供人数によって加算有り)。ちなみに、もし夫が現役期に死亡し、かつ夫の被保険者期間が25年未満であった場合、遺族厚生年金の金額は被保険者期間を25年として計算される。

ここでは上記のような日本の遺族年金制度が国際社会の中で相対的にどのような特色を持っているのか把握するために、諸外国の遺族年金制度を概観してみる。ただし、それぞれの国は各国の経済構造と共に独自の年金制度体系をもっており、必然、それぞれの制度の中で遺族年金制度が果たす役割の性質と重さも異なってくることに注意が必要となる。

⁵若年遺族配偶者の場合、男性と女性で支給要件が異なる。たとえば夫が受給する遺族年金の場合基本的に配偶者死亡時の年齢が55歳未満であれば65歳になるまで遺族厚生年金は受給できず、また18歳未満(障害児であれば20歳未満)の子がいても遺族基礎年金は給付されない。

アメリカ 若年遺族で 16 歳未満もしくは障害を有する子供を養育している場合、被保険者の年金の 75%が養育者年金として支給され、60 歳以上の高齢遺族もしくは 50 歳以上で障害を有する遺族配偶者に対しては被保険者の年金の 100%が子供の有り無しに関わらず寡婦 (夫) 年金として支給される。但し、若年・高齢の双方とも配偶者自身の老齢年金・障害年金を受給している場合にはその額だけ減額され、家族の受給額が被保険者の老齢年金の 175%を超えた場合や受給者が 65 歳未満で年間 10,080 ドル以上の収入がある場合は減額措置がとられている。

イギリス 被保険者が死亡時点で 45 歳以上 60 歳未満の配偶者には 1 年間、遺族手当として基礎年金 (72.5 ポンド) が支給され、さらに死亡した被保険者も配偶者も老齢年金受給年齢に達していない場合には遺族一時金 (2,000 ポンド) が支給される。児童手当受給対象児童 (16 歳未満または 16~18 歳学生) を養育している場合もしくは死亡した被保険者の子供を妊娠している場合は養育者手当として基礎年金全額と死亡被保険者の付加年金 (報酬比例年金) の半額が支給される。また、子供 1 人につき 11.35 ポンドの加算がなされる。60 歳以上の高齢配偶者の場合、無くなった被保険者の基礎年金全額と死亡被保険者の付加年金 (報酬比例年金) の半額および自身の年金の合計額を基礎年金の満額、付加年金の満額までは受給できる。いずれの給付にも所得制限は無い。

ドイツ 45 歳以上の再婚していない寡婦 (夫) もしくは 18 歳以下の被保険者の子供を養育している再婚していない寡婦 (夫) に対しては年金種別係数 0.55(最初の 3ヶ月は 1.0) の年金を支給し、45 歳未満の再婚していない寡婦 (夫) には年金種別係数 0.25(最初の 3ヶ月は 1.0) の年金を支給⁶。但し婚姻中に年金分割を選択した場合は遺族年金は支給されない。また、一定額以上の収入がある場合は、定められた額を超える所得の 40%相当が減額される。

フランス 死亡した被保険者の再婚していない 55 歳以上の配偶者 (2 年以上の婚姻期間または婚姻による子を有する者) に被保険者の年金の 55%を支給。55 歳未満の場合、3 年間の定額給付 (但し一年ごとに減額あり) が支給される (50 歳以上の場合は 3 年目の定額給付を 55 歳まで受給)。但し、16 歳未満の子供を扶養する遺族配偶者には別途、家族給付制度からの手当支給がある。

スウェーデン スウェーデンは 1999 年に報酬比例型年金を基本として最低保障年金制度を併設する NDC(Notional Defined Contribution) 制度年金への

⁶ドイツの公的年金支給額の算定式は、

$$\text{年金月額} = \text{個人報酬ポイントの合計} \times 1 \text{ ポイント単価} \times \text{年金種別係数}$$

であり老齢年金の年金種別係数は 1.0 であることから寡婦年金の年金種別係数は夫の年金に対する遺族年金の水準を示している。

大規模改正を実施した。新たな制度は概念上で給付と拠出を一対一に対応させる制度であることから、遺族年金・寡婦年金・障害年金といった給付制度がなじみにくく、新制度からは切り離されて別制度となった。その結果、成人配偶者への遺族年金制度は1990年には廃止され、代替的に65歳以下への配偶者に対して10ヶ月だけ支給される生活転換年金制度が用意されると共に、寡婦年金制度は廃止された。

2.4.1 日本と諸外国の遺族年金制度

一般に欧州諸国の方が充実しているとされている社会保障制度であるが、遺族年金給付に限ってみる限りは必ずしもそうとはなっていない。これは、欧州諸国自身が社会保障給付費削減の過程で遺族給付を減少させ続けてきたこともあるが、そもそもの経済前提の差として、女性(特に既婚女性)の労働力参加率が高く推移してきたことが影響を与えている。特に、スウェーデンがドラスティックに遺族年金給付の削減に踏みきれたのも背後に高い女性の労働参加率があつてのことである。また、遺族年金給付の水準を死亡被保険者の年金給付額に対する割合で見たとき、わが国の75%という水準は幾分か高い水準にあるといえる。第3号被保険者制度の存在は、世帯類型間の不公平感の主要な源泉となっているが、遺族年金の水準の高さがそれを助長していることは明らかなことのように思われる。

3 RIETIモデルによる現行年金制度の評価

3.1 RIETIモデルの概要

RIETI年金財政シミュレーション・モデル(以下RIETIモデルと略記する)とは、筆者が参加した研究グループで設計した、わが国の公的年金制度の制度改革を考える際に必要な年金財政計算を行うことを目的とした計算モデルおよびその実行スクリプトをいう。特に、計算モデルの違いに起因する計算結果の相違が不必要な議論を呼ぶことを避けるため、厚生労働省の財政再計算における基準ケースと同様の経済想定のもとでは、それに近い計算結果が得られるように設計してある⁷。

計算方法の概要に関しては、図1のとおりである。データの制約上、コホートを5歳ごとにまとめ、保険料収入と年金給付額を5年ごとに計算するという方法がとられているものの、枠組みそのものは、保険数理の原則に従っている。したがって、データや精度は劣るものの、厚生労働省の財政再計算と枠組みを共有しているといって差し支えない。また、重要性の低い項目について計算の手間を省きつつ、公表された情報のみでは計算不可能なことまで

⁷よってRIETIモデルは厚生労働省の財政再計算自体の検証を目的とするものではない。

試算できるようにプログラムされている。使用データには、入手できる公開情報を可能な限り詳細に取り入れている⁸。

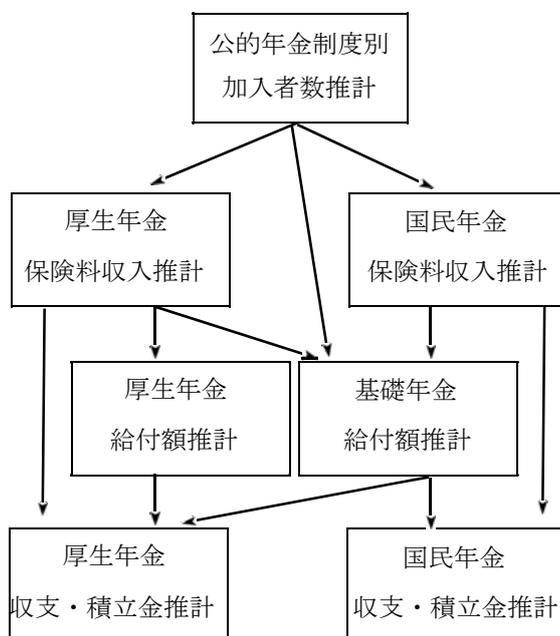


図 1: RIETI モデルの計算方法の概要

厚生労働省は、2004年の財政再計算後、財政再計算で用いられている計算プログラムをはじめ公表した。筆者らの研究グループでも、既にこのプログラムのコンパイルと実行を試み、毎年の収支と積立金の推移が計算可能であることを確かめている。しかし、このプログラムは複雑かつ注釈が僅少なため、研究者が改変して独自の年金制度を設計するのには適していない。一方、わが国の研究者の間で広く知られた年金財政計算モデルとして、OSUモデルが存在する⁹。OSUモデルはEXCELシートをベースに作られており使い勝手がよいものの、保険料納付額と年金受給額を別々に推定するため、厚生年金と国民年金の一元化案などを中心とする種々の制度改革案に対する評価には対応できない。そこで、筆者らの研究グループは、OSUモデルの計算方法を参考としつつ、現行制度からの移行をも織り込んだ柔軟な制度改革も試算可能とするために、新たな年金財政計算モデルを設計することとした。

⁸具体的には、厚生労働省がホームページ等に公表している2004年財政再計算、社会保障審議会年金部会・年金数理部会の資料、社会保障・人口問題研究所の人口推計、社会保険庁事業年報、賃金センサス等である。

⁹OSUモデルの詳細については八田・小口(1999)を参照。なお、近年のわが国の年金財政研究における年金財政モデルは、その多くがOSUモデルをベースにするか、もしくは計算手法を参考としている。例えば、小口・鈴木・松崎(2004)、鈴木・小口・小塩(2004)、駒村(2005)など。

3.2 現行制度の持続可能性にかかる主要指標

RIETI モデルによって計算した年金財政将来推計と厚生労働省の 2004 年年金財政再計算における推計を一枚のグラフに重ねて示したのが図 2 および図 3 である。ここでは、厚生年金と国民年金の運用収入を含めた各年の収支と、年度末の積立金の推移を示してある¹⁰。これらを見ると、厚生労働省の推定結果と非常に近い推計結果を得られていることが判る¹¹。以下の年金改革案の試算結果は、この RIETI モデルのスク립トを利用することで計算されている。

制度別収支推計をみると、厚生年金・国民年金ともに 2040 年頃まで大幅に黒字を累積し続けるが、2030 年頃から黒字幅は減少に転じ、2050 年頃からは一貫して赤字基調になるということが分かる。2040 年頃まで黒字を維持することができるのは、完全賦課方式で想定されるよりも高い保険料(率)を高齢化が進展する前にさらに前倒しで引き上げることによるものであり、2050 年以降赤字基調が定着するのは、この頃からいわゆる団塊ジュニア世代(第二次ベビーブーマー世代)が退職時期を迎え、我が国における年金扶養比率(受給者世代人口/現役年金加入者世代人口)が急激に上昇するにも関わらず、年金保険料(率)を固定化していることの反映である。

推計期間 100 年のうち後半の約 50 年間で赤字でありながら、2004 年改正において年金財政の持続可能性維持が謳われたのは積立金を 100 年間の給付財源として取り崩すことにしたからである。2004 年改正での大きな制度変更点の一つが無制限均衡方式から有限均衡方式への転換であった。これはこれまで修正積立制度のもとで、運用以外に用途が特定されずに積み上げられてきた積立金を、100 年後の積立度合 1 を維持する程度に取り崩して給付に当てることができるようにする制度変更である。制度別積立残高推計をみるとその特徴が如実に表れている。2040 年頃まで年金財政収支が黒字であることを背景に積立残高は急激に伸び続けるが、それ以降、収支が赤字基調になることで積立金の取り崩しが急速に始まっていく。少々雑な要約をすれば、2004 年改正の特徴のひとつは、前半 50 年間で可能な限り積立金を積み上げ、後半 50 年間でその取り崩しで逃げ切るといった点にあるといえる。

¹⁰厚生労働省の平成 16 年財政再計算の基準ケースにおける経済前提と同じ想定の下での計算結果である。具体的な数値に関しては、平成 16 年年金財政再計算数値レポートの 21 頁を参照されたい。

¹¹但し、厚生労働省の財政再計算の基準ケースと同様の経済想定のもとで、それに近い計算結果が得られるようにするため、計算内部において部分的に微調整を加えている。しかし、これらの調整は基準ケース以外の想定の下での試算をする場合には影響を及ぼさないように留意してプログラムされている。また、国民年金の収支と積立金が過少推計になっているように見えるが、縦軸のスケールが違うために見かけ上誤差が大きく見えてしまっていることに注意されたい。

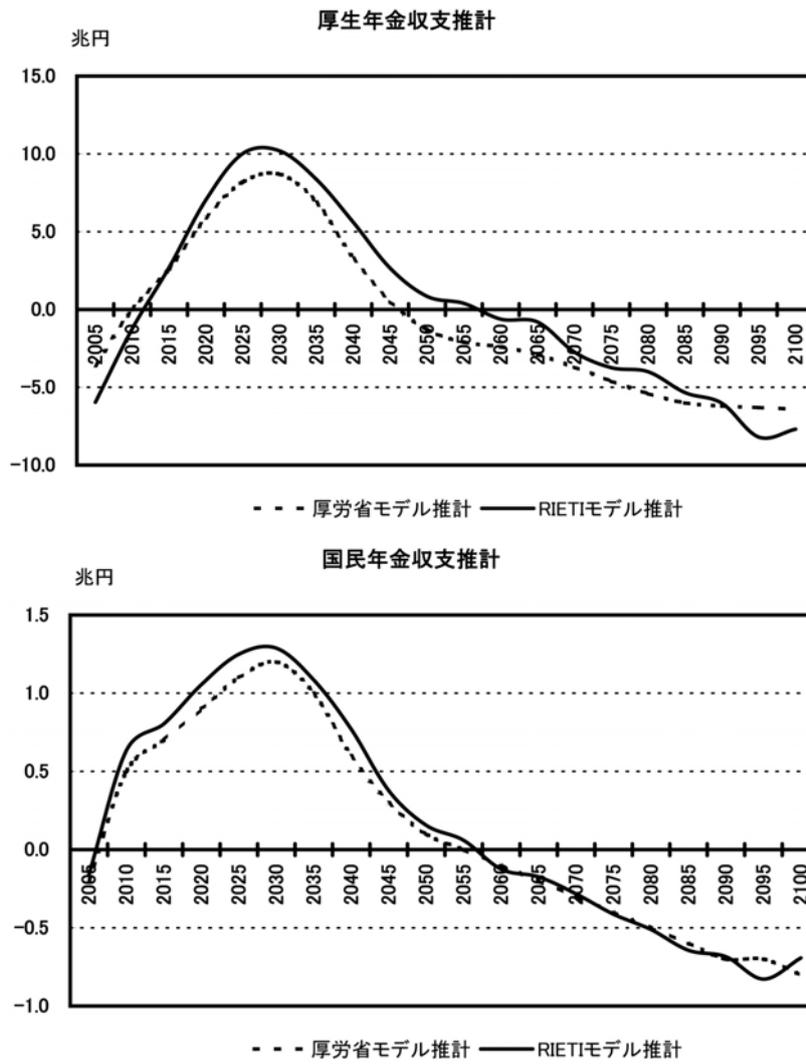


図 2: 年金制度別収支推移 (厚労省推計・RIETI モデル推計比較)

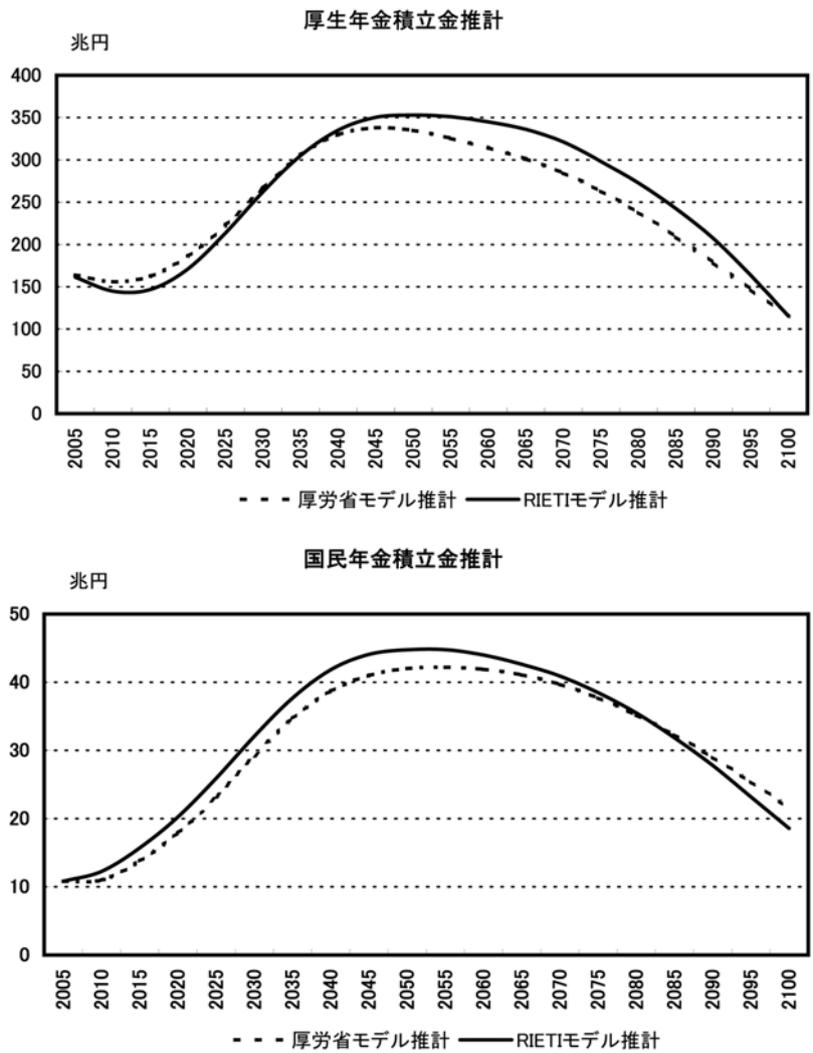


図 3: 年金制度別積立残高推移 (厚労省推計・RIETIモデル推計比較)

3.3 現行制度の収益性にかかる主要指標

ここでは、次節以下で検討する遺族年金改革案との比較を可能とするため、2004年の年金制度改正以後の現行制度の下での、各世帯類型別の給付と負担に関する主要な指標を整理した。具体的には、基礎年金を含む厚生年金と国民年金のそれぞれについて、各生まれ年ごとの内部収益率と拠出給付比率を計算しグラフ化した。一部の計算結果については、厚生労働省も数値レポートに公表しているが、本稿における試算に関しても、簡単化のため可能な限り同様の仮定をおくことにした¹²。

ここで内部収益率と拠出給付比率の意義は、以下のとおりである。

- 拠出給付比率の定義：ある個人について、ある一定の割引率のもので、その給付額の割引現在価値を保険料拠出総額の割引現在価値で除した値
- 内部収益率：ある個人について、保険料総額と給付総額を等しくさせる割引率

給付拠出比率、 β 、の定義は、

$$\beta = \frac{\sum_{i=41}^D \frac{B(W)}{(1+r)^i}}{\sum_{i=1}^{40} \frac{P(W)}{(1+r)^i}}. \quad (1)$$

である。ここで $B(W)$ は年金給付額 (Benefit)、 $P(W)$ は保険料拠出額 (Payment) をそれぞれ表しており、厚生年金・共済年金の場合であれば給付は報酬比例部分を含み拠出も賃金に対する定率拠出であることからそれぞれ賃金、 W 、の増加関数である。ただし年金給付額、 $B(W)$ 、は基礎年金 (Basic Pension)、 BP 、報酬比例年金 (Earning-related Pension)、 $ERP(W)$ 、遺族年金 (Survivors Pension)、 $SP(W)$ 、から構成されていることに留意すれば、

$$\beta \sum_{i=1}^{40} \frac{P(W)}{(1+r)^i} = \sum_{i=41}^D \frac{BP + ERP(W) + SP(W)}{(1+r)^i} \quad (2)$$

と書き改めることができる。ここで書き換えた式から給付拠出比率を再解釈すると、給付の割引現在価値と拠出の割引現在価値を等しくさせるために拠出をどれだけ割増さねば (割引かねば) ならないかを示す指標と読むこともできる。また、右辺には基礎年金による (現役時代の所得に依存しない) 定額給付の項、 $\sum_{i=41}^D \frac{BP}{(1+r)^i}$ が存在し、かつ割引率に用いられる運用利回りは外生的に与えられることに注意すれば、 β は所得 W に対する減少関数 $\beta(W)$ となることが判る。これは公的年金制度に所得再分配機能があることを示している。

一方、内部収益率、 IRR 、の定義は、

$$\sum_{i=1}^{40} \frac{P(W)}{(1+IRR)^i} = \sum_{i=41}^D \frac{B(W)}{(1+IRR)^i} \quad (3)$$

¹²厚生労働省年金局 (2004)pp.284 以降参照

を満たす IRR である。これも同じく、

$$\sum_{i=1}^{40} \frac{P(W)}{(1+IRR)^i} = \sum_{i=41}^D \frac{BP + ERP(W) + SP(W)}{(1+IRR)^i} \quad (4)$$

と書き換えられるが、ここでも同じく基礎年金による定額給付の項、 $\sum_{i=41}^D \frac{BP}{(1+IRR)^i}$ が存在するため、 IRR は所得 W に対する減少関数 $IRR(W)$ となり、所得再分配機能の存在を示している。

3.3.1 厚生年金

計算にあたっては、賃金プロファイルを考慮せず、名目賃金上昇率による再評価後の賃金が一生涯一定であるものと仮定した。モデル世帯¹³・男性単身・女性単身・共働きの四通りのケースについて、20歳以降の生涯にわたって変化がないものとして、計算している。被保険者期間は20歳から59歳までの40年間で、受給期間については、数理レポートの想定に一致させた。

図4のグラフ横軸は標準報酬月額（ボーナス抜き）で、ボーナス支給割合を0.3としたため、標準報酬額（総報酬ベース）はこれに1.3を乗じたものとなる。グラフの横軸が360千円のところを取れば、2004年度の毎月の給与（税・社会保険料込み）が360千円でボーナスが3.6か月分、給与の増加は名目賃金上昇率に連動していると仮定した場合の数値となる。なお、共働きの場合、グラフ横軸は夫の標準報酬月額で、妻の賃金は、再評価後の標準報酬月額（ボーナス抜き）を224千円に固定している。拠出給付比率を計算する際の割引率は、積立金の見込み運用見回り（名目）と一致させるため、3.2%とした。基礎年金の国庫負担部分に関して、本来は、保険料総額に加えるか受給額から控除すべきだが、今回はこのような操作は行っていない。そのほかの主要な仮定については、脚注に示し¹⁴。

グラフから分かるとおり、収益性の高さという観点から見ると各世代を通じてモデル世帯、女性単身、共働き、男性単身の順になる。モデル世帯は、妻が国民年金の保険料を納めなくとも基礎年金を受給できるほか、夫の死後遺

¹³モデル世帯とは、夫が厚生2号被保険者（40年加入）で、妻が国民3号の被保険者（40年加入）である世帯をいう。

¹⁴主要な仮定は以下のとおり、

- 名目賃金上昇率は、過去分に関しては実績値、将来分に関しては平成16年度財政再計算の経済前提にあわせた。
- 想定物価上昇率は、平成16年度財政再計算の経済前提にあわせた。
- マクロ経済スライドの終了年度は、平成16年度財政再計算の結果にあわせた。
- 夫婦の場合、生年は同一とした。
- モデル世帯の場合、1985年以前は国民年金に任意加入していないものとした。
- 過去のスライド率、移行措置、従前保障、共働きの場合の遺族年金に関して簡便的な取り扱いをしている部分がある。

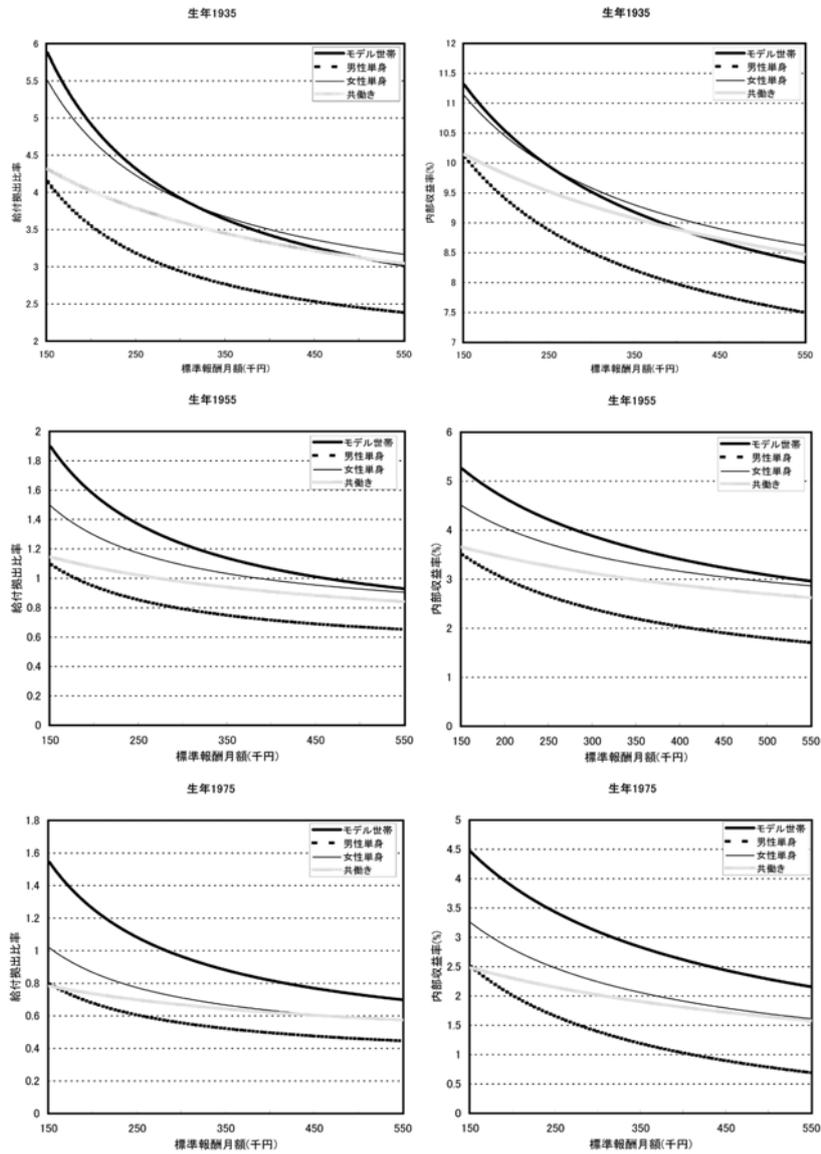


図 4: 現行厚生年金制度の生年別世帯類型別給付抛出比率・内部収益率

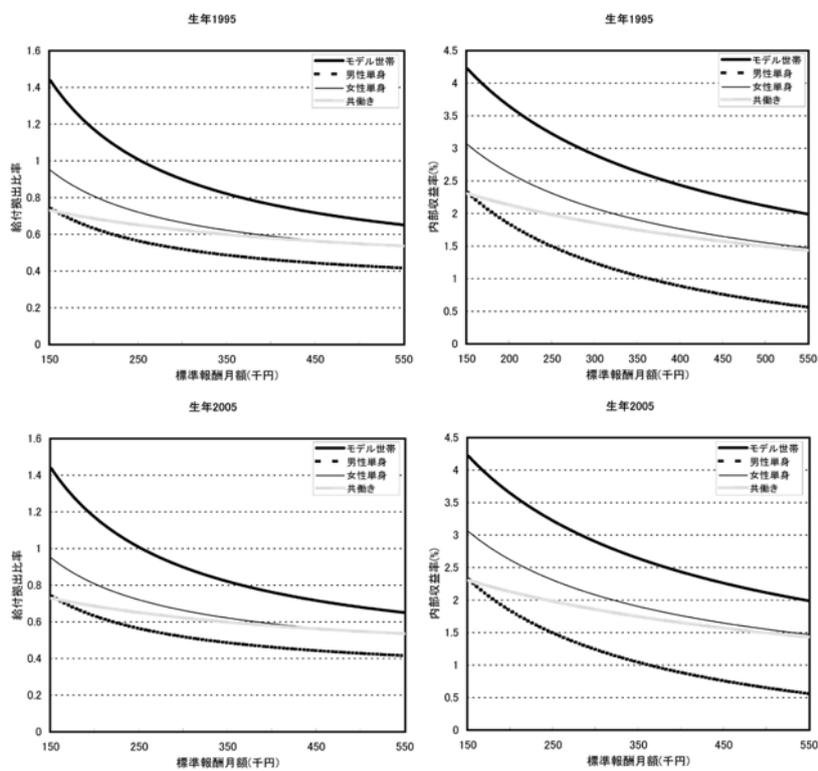


図 5: 生年別給付抛出比率・内部収益率: 続き

族年金の受給権も発生するため、最も高い収益性を示している。女性単身と男性単身の差は平均余命の違い（およそ5年から7年）によるもので、共働きはその中間になる。グラフが右下がりになるのは基礎年金部分の定額給付が所得再配分効果を持っていることを示している。内部収益率に関しては、モデル世帯と女性単身世帯のみ全世代を通じて賃金上昇率 2.1%を上回った¹⁵。また、世代ごとにグラフを並べてみると、生年が前であればあるほど（つまり年配者ほど）、少ない保険料負担で大きい給付を受けられることが分かる。このように、現行制度は収益性の指標を見る限り、モデル世帯に有利に作られており、定額部分と報酬比例部分をあわせた厚生年金受給額となるため、低所得者には有利に、高所得者には不利な制度になっている。これは、基礎年金部分の所得再配分効果と給付算定方式における総報酬額の上限があるため報酬比例の給付にも上限があるためであり、その結果、保険料を2倍払った（所得が2倍あった）からといって、給付額が2倍になるわけではなく、それよりも低い数値となる。

3.3.2 国民年金

次節以降で検討する遺族年金制度改正案は主として厚生年金制度に関わるものであるため、国民年金制度に関する収益性の確認は必ずしも必要ではないが、参考として確認しておく。

厚生年金の場合と同様、20歳から59歳まで40年間国民年金保険料を支払った場合の内部収益率と拠出給付比率について計算したのが表1である。名目賃金上昇率、物価上昇率、受給期間、割引率については、すべて厚生年金の場合とあわせた。国民年金の場合、定額負担、定額給付なので、厚生年金の場合のようなグラフを描く必要がない。男女間の違いについては、平均余命の差によるものである。内部収益率、拠出給付比率とも厚生年金の場合に比べると、非常に高くなっている。これは、国民年金の受給額に占める国庫負担部分が2分の1と、厚生年金の一般的な受給ケースに比べて大きいことによる。その為、内部収益率は全世代を通じて賃金上昇率の2.1%を上回る結果となっている。また、厚生年金と同様、生年が前であればあるほど、高い収益性を示している。

4 遺族年金制度改革案のシミュレーション分析

本節では我が国の遺族年金給付水準の適正化を巡るいくつかの制度改革案について、上記で紹介したRIETIモデルを用いてシミュレーション分析を行

¹⁵スウェーデンのNDC方式の年金制度では一人当たり賃金上昇率を年金給付のみなし運用利回りに設定している。

生年	給付抛出比率		内部収益率(%)	
	男性	女性	男性	女性
1935	4.191	5.211	10.100	10.599
1940	2.665	3.316	7.499	8.085
1945	2.012	2.520	5.945	6.556
1950	1.628	2.052	4.950	5.590
1955	1.327	1.679	4.146	4.805
1960	1.145	1.450	3.634	4.303
1965	1.116	1.410	3.538	4.181
1970	1.054	1.332	3.359	4.009
1975	1.034	1.320	3.302	3.971
1980	1.018	1.300	3.255	3.928
1985	1.009	1.288	3.226	3.895
1990	0.984	1.256	3.152	3.821
1995	0.979	1.250	3.138	3.803
2000	0.978	1.248	3.134	3.799
2005	0.978	1.248	3.134	3.799

表 1: 国民年金の生年別給付抛出比率と内部収益率

い、定量的な評価を与える。検討するのは以下の3つの案である¹⁶。

遺族年金給付水準削減(1/2)案 現在、被保険者給付厚生年金の75%とされている遺族年金給付水準を他の先進諸国と概ね同水準の50%に削減する案。削減は2009年以降に死亡した者を対象とし、2008年以前に死亡した者の配偶者が受け取る遺族厚生年金は従来通り75%の水準とする。

厚生年金2分2乗化案 婚姻時に抛出した保険料は夫婦で共同して負担したものとみなして、夫婦それぞれの抛出分に対応する給付の権利を夫婦二人で完全等分するものとする案。対象は2009年以降に死亡した者とし、2004年改正で行われた年金分割を一步押し進めて過去の婚姻期間分に関しても完全分割するものとする。この場合、遺族年金という概念ではなく、配偶者生存時から受給している自分名義に等分化された年金を配偶者死亡以降も受給し続けるものとなる。モデル世帯にとっては給付面で見れば先の遺族年金給付

¹⁶ただし本節で検討する案は遺族厚生年金の基本給付に関わる改正だけを取り上げた。中高齢寡婦加算などの給付も改正の対象とし得るし、実際にいくつかのシナリオを推計してみたが、そもそもこれらが遺族給付額全体に占める割合はそれほど高くなく(筆者の推計では中高齢寡婦加算が厚生遺族給付全体に占める割合は1.2~1.5%程度)、厚労省の財政再計算での基礎数を使用する限り、これらの給付を削減したとしてもそれほど大きなインパクトを年金財政全体に及ぼすことができなかったからである。もちろん、これらの給付設計の変更は女性の労働供給に変化を与えるという経路を通して年金財政に影響を及ぼし得る。これは今後の検討課題であるが、年金数理モデルでそれらの影響をも織り込んで推計すると推計結果の恣意性が非常に強くなってしまいうという問題がある。

水準削減 (1/2) 案とほぼ等しくなるが、共働き世帯にとっては夫婦の拠出額がある程度給付に反映されるようになるメリットがある。

遺族年金分離化案 そもそも遺族給付は保険原理の等価性・対価性の原則からは逸脱した給付であり、扶助原理に基づかなければ正当化しにくい給付である。また、遺族給付は厚生年金加入者内、特に単身世帯と専業主婦世帯間における不公平性の源泉となっている側面もある。そこで遺族厚生年金を現行の厚生年金保険の制度外に分離し、再度、扶助原理に基づく新たな社会保障制度として制度外部に再構築することで厚生年金を老齢年金を基本とする年金保険に純化するというのがこの案である¹⁷。制度改正の対象は上記 2 案同様に 2009 年以降に死亡した者を対象とし、2008 年以前に死亡した者の配偶者は従来通り 75% の水準の遺族厚生年金を受給とする。

4.1 積立残高に対する効果

2004 年年金制度改正において採用された主要な制度変更のひとつが永久均衡方式から有限均衡方式への転換である。この有限均衡方式の下では積立残高の推移が年金財政の持続可能性・安定性に対する一定の指標となる。永久均衡方式が財政再計算で財政をバランスさせる期間を無限期間とし、運用益の活用を目的として積立金の目標水準を時間を通じて一定に固定させるのに対して、有限均衡方式では財政バランス期間を有限 (日本の場合 100 年間) に設定し、この期間の給付と負担のバランスを保つためにこれまで修正積立方式の下で積み上げられてきた積立金を給付に充てるために取り崩すことが容認されるからである¹⁸。

そこでまず、各改正案が厚生年金制度の積立残高の推移にどのような影響を及ぼすのかについて推計する。厚労省推計と比較可能性を保つために推計において仮定される経済想定は 2004 年財政再計算基準推計と同じであり人口想定も国立社会保障・人口問題研究所の平成 14 年将来人口推計の中位推計を用いるものとする。また年金財政均衡の為の給付削減装置であるマクロ経済スライドについては、まずは 2004 年改正で想定されていた通り 2023 年までを適用年限と仮定する。

推計結果は図 6 に示されるとおりである。ベースケース (厚労省平成 16 年度財政再計算基準推計) に比べていずれの改正案においても遺族給付の圧縮を通して収支が改善されることで積立残高の規模が著しく高まることが分かる。そしてその影響は「分離化案」「2 分の 1 圧縮案」「2 分 2 乗化案」の順に強く、2100 年時点における積立度合はそれぞれ「分離化案」:24.1「2 分の 1 圧縮案」:11.2「2 分 2 乗化案」:6.5 となり目標水準 1 を大きく上回る。

¹⁷ただし分離した遺族年金制度をどのような制度設計とするかは本研究の対象外である。

¹⁸財政均衡期間の最終時点において積立度合が 1 (積立残高が給付費の 1 年分程度) となるよう積立金水準の目標を設定するものとされている。

されるわけではなく、基礎年金部分にも適用されることに注意せねばならない。厚生年金に適用するマクロ経済スライド期間を縮小するということは基礎年金部分にかかるマクロ経済スライド適用期間も同時に縮小することを意味しており、国民年金制度も保険料負担水準の上限を定めている以上、国民年金給付水準の圧縮不足が国民年金制度財政の悪化を招くことになる。図7に示したとおり、我々の推計によれば、マクロ経済スライドの適用期間を2018年までに限った場合2083年に、2015年までの場合2072年に、そして2008年までの場合2058年に国民年金積立残高は底を突き、制度の持続可能性を失うとの結果となった。

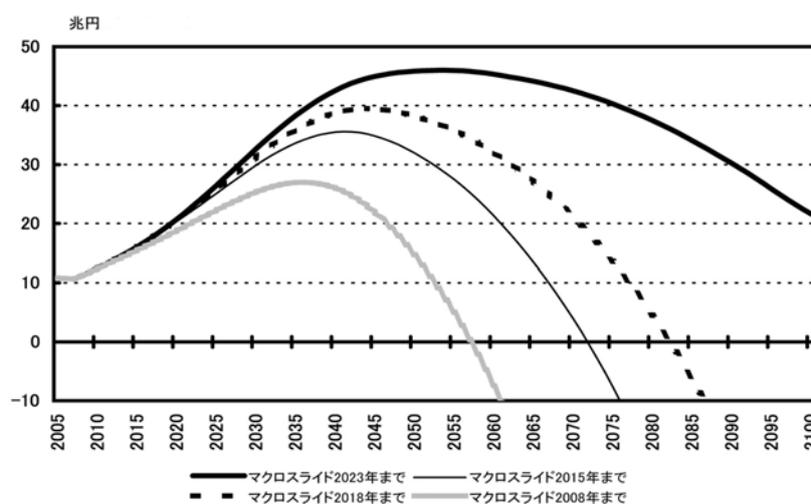


図7: マクロ経済スライド期間別国民年金制度積立残高推移

4.1.2 保険料負担削減による調整

遺族年金制度の改正とマクロ経済スライドによる財政調整との組み合わせに公的年金全体のバランスを崩す可能性があるならば、次に考えなければならないのは保険料負担水準の変更によるバランス調整であろう。マクロ経済スライドの適用期間は国民年金勘定の安定性のために予定通り2023年までとし、遺族厚生年金給付の圧縮・適正化によって厚生年金勘定にのみ生じた財政的余裕を厚生年金被保険者の保険料負担水準の削減で吸収するという案である。具体的には、2004年より2017年まで毎年0.354%ずつ引き上げて最終的に18.3%の上限保険料率に固定することになっている現在の保険料率スケジュールに関して、それぞれの遺族年金改正案の下で制度を維持可能な水準においてその保険料率引き上げスケジュールを停止させることで年金保険料負担の抑制を図ることとしよう。

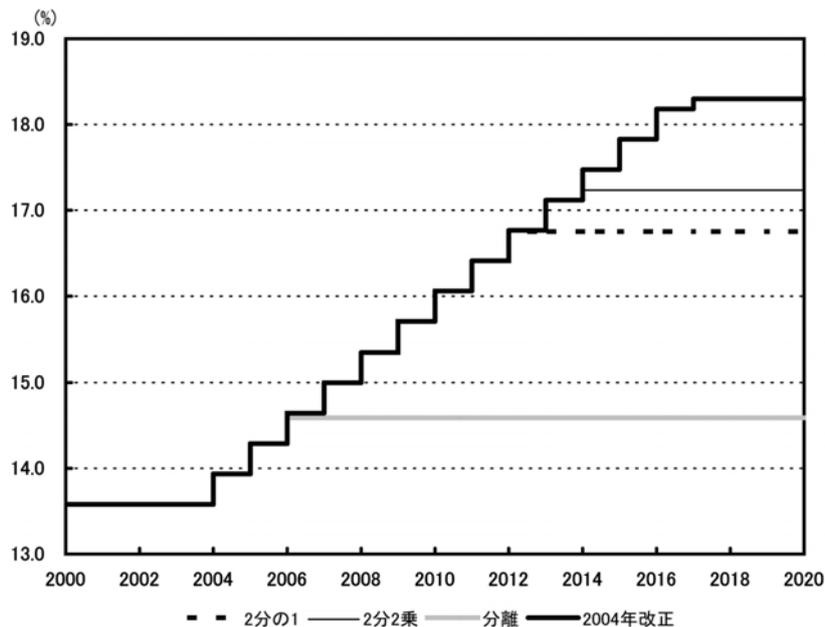


図 8: 改正案別保険料率スケジュールの変更

推計の結果は図 8 に示されるとおり、「2 分の 1 圧縮案」:最終保険料率 16.753%(2012 年以降),「2 分 2 乗化案」:最終保険料率 17.120%(2014 年以降),「分離化案」:最終保険料率 14.588%(2006 年以降)となった。いずれのケースにおいても 2004 年改正の最終保険料率 18.3%よりも若干ではあるが低い負担で制度を持続できる可能性を示しており、高齢化が進む中で年金を中心として社会保障負担が経済成長を阻害する可能性が指摘される中、遺族年金制度の改正は負担水準に対する一定の削減効果を持つことが確認できる¹⁹。

また、図 9 はそれぞれの改正案を実行に移した場合、厚生年金制度の積立残高がどれだけ変化するかを現行制度 (2004 年改正ベース) との差額の推移で示したものであるが、ここに示されるとおり、2 分 2 乗案以外の改正案の下では厚生年金積立残高の推移が 2004 年財政再計算基準推計よりも幾分低い水準で推移する。2004 年改正は有限均衡方式をとると共に保険料率水準の前倒しの引き上げによって団塊ジュニア世代の引退後に生じる本格的な高齢化時代に先んじて積立金を積み上げておくことで年金財政の安定性を確保したものと評価できるが、同時にそれは積立運用収益の変動が年金財政の持続可能性に与える強い影響を及ぼしうることを意味しており、この点において制度内にこれまでとは違うリスクを内在させることになったと考えられる。よっ

¹⁹勿論、遺族厚生年金分離化案に関しては、改正後の遺族厚生年金を分離した新制度の枠組みの外でどのような負担構造の制度が構築されるかは考慮の外に置いていることには留意せねばならない。

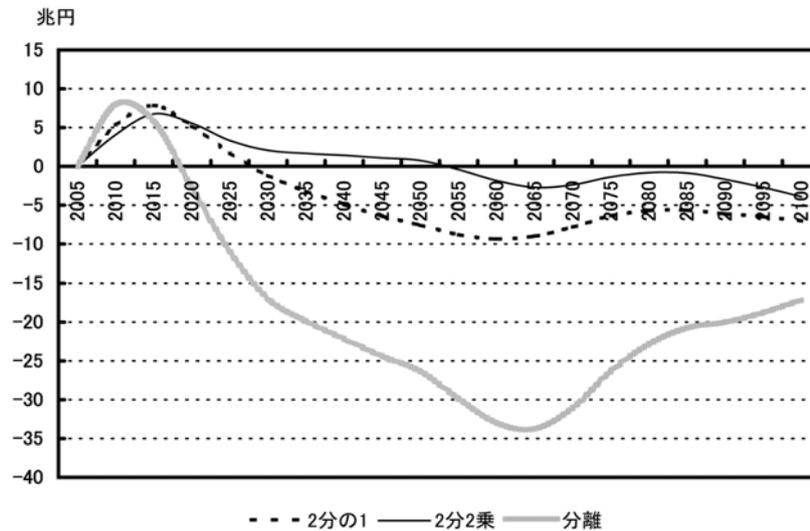


図 9: 現行制度 ('04 年改正) と各改正案との厚生年金積立残高差額推移

て、積立残高の水準を少しでも低い水準で保てるということは、この運用リスクを若干でも抑えることができることを意味しており、遺族年金制度の改正には不確実性に対する頑健性を向上させるという意味で年金制度の持続可能性に寄与できる可能性があるといえる。

4.2 世帯類型内・世帯類型間の収益性に関する影響

本節では、遺族年金制度の改正が個々の家計が受け取る年金給付の収益性という視点に立って分析する。ただしここで、各改正案の実施にあたって、前節までで検討したように、厚生年金保険料の引き上げスケジュールの変更で財政バランスの維持を図ることを前提として各家計の収益性の変化を見ることとする。

4.2.1 世帯類型内での変化

先ず制度改正の前後で、同一の世帯類型内でどのように収益性が変化するか検討する。図 10 から図 13 までが各改正案と現行制度間の給付拠出比率および内部収益率の差分である。すなわち、

$$\beta_{\text{改正後}} - \beta_{\text{現行制度}}$$

$$IRR_{\text{改正後}} - IRR_{\text{現行制度}}$$

であり、モデル世帯・共働き世帯・男子単身世帯・女子単身世帯のそれぞれについて改正前後の変化を標準報酬月額別に示したものである。

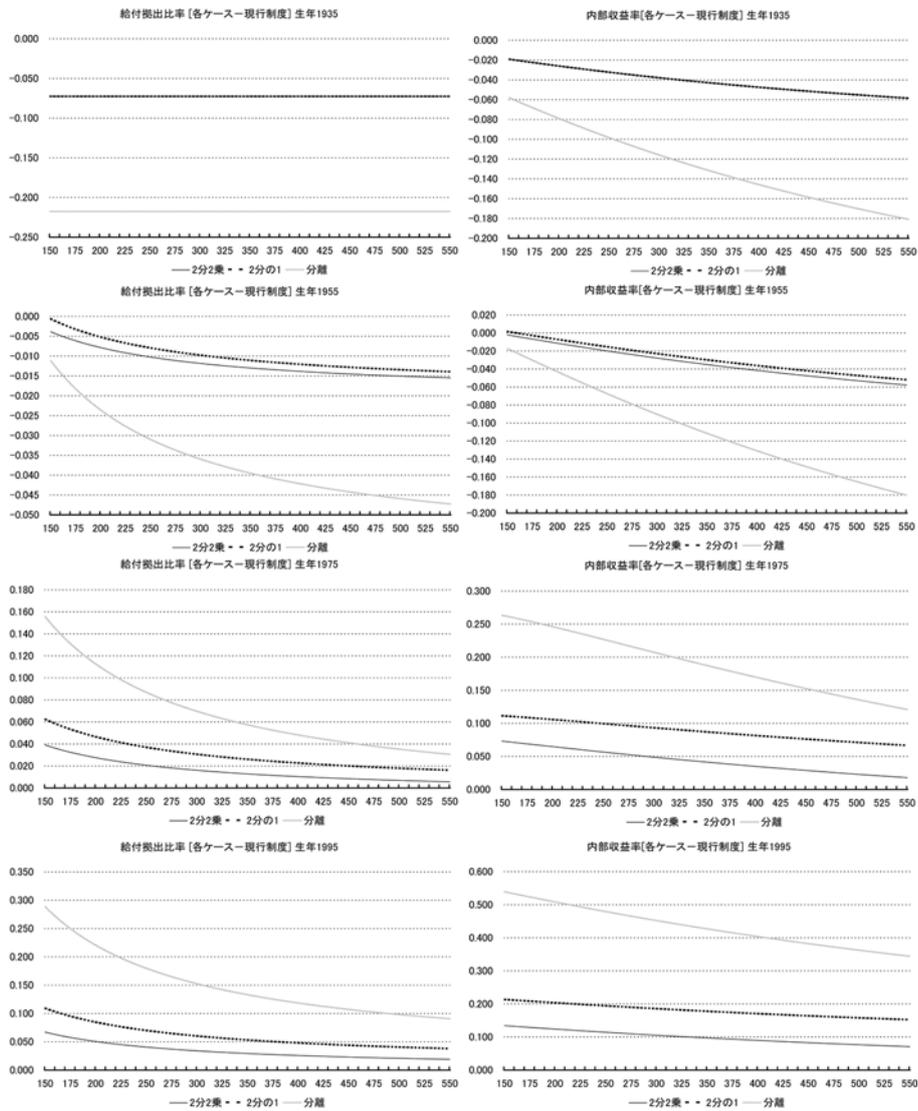


図 10: モデル世帯の収益性の変化

モデル世帯についてみると、1935年生まれの世帯に関してはすでに保険料拠出が完了しており、かつ近い将来に得られるであろう遺族年金給付が減額もしくは分離されることから給付拠出比率・内部収益率の双方で収益性が悪化している。またモデル世帯(40年専業主婦世帯)の場合、2分2乗ケースと2分の1ケースでは遺族年金給付額に差が生じないため1935年生まれの場合両者は一致している。ここで給付拠出比率は各所得に対してフラットな変化であるのに対して内部収益率は右下がりのスロープを描いている。これは両者の定義の差異から生じるものである。給付拠出比率に関しては2式を見て分かる通り、給付額の削減は右辺に対して所得比例の遺族年金、 $SP(W)$ 、を一定率で減額することを意味しており、これについて給付拠出比率、 β 、は左辺が拠出済みで一定であることから所得に対して定率の減少となって表れる。かたや内部収益率に関しては4式を見て分かる通り、遺族年金給付、 $SP(W)$ 、の削減による効果は左辺・右辺両方にある IRR に同時にかかってくる。そのため、給付拠出比率と違い所得に対して右下がりのスロープを描きうる。給付拠出比率でも内部収益率でも改正前後の差分が右下がりの曲線になるということは、厚生年金制度のもつ所得再分配機能が相対的に強化されたことを意味している。遺族年金制度は現役時代の所得格差をそのまま高齢期まで継続させる効果を部分的に持っているため、遺族年金給付の削減・分離が再分配機能の相対的強化につながることは自然な帰結である。しかし、1935年生まれに関しては給付拠出比率と内部収益率で結論が異なることには注意が必要である。

1955年生まれ世帯もまた、ほとんどの所得層で改正前後で収益性が悪化している。ただし、1935年生まれと違い拠出額に各改正案間で差が生じるため2分2乗ケースと2分の1ケースの間で収益性に差が生じている。特に、遺族給付を分離したケースの悪化度合いが強く出ているのが特徴的である。しかし、1975年生まれ・1995年生まれ世帯について見ると、1935年生まれ・1955年生まれ世帯と違い拠出の削減効果の方がドミナントになっており、遺族給付を削減した方が収益性が改善を見せるという結果となった。特に、遺族給付を分離したケースが1935年生まれ・1955年生まれ世帯と違って最も収益性を改善させるとの結論が得られた。これら結果から、遺族給付削減の副次的効果として世代間の収益性の格差が幾分か改善されることが分かる。これは、若年層の保険料拠出負担が軽減されることと、有限均衡の下で中高齢世代が積み立ててきた積立金の取り崩しの恩恵を主に若年世代が受けることが混在して生じた結論であるものと思われる。

共働き世帯(図11)においては、まず目につくのがモデル世帯と比べて2分2乗ケースと2分の1ケースの上下が逆転していることである。2分2乗ケースの方が世代が下れば下るほど生涯拠出額が増えるため、2分2乗ケースと2分の1ケースの差は縮まるが多くの世代で2分2乗ケースは収益率の改善効果を持つ。ただし、2分の1ケースの場合、1935年生まれ・1955年生まれについては給付削減効果の方が勝ることで収益性は悪化してしまうことには注意を要する。

単身世帯について見たのが図12(男子単身世帯)および図13(女子単身世帯)である。単身世帯に関しては、そもそも遺族給付が存在しないため純粋に拠出の削減効果だけが結果に表れてくる。まず、1935年生まれについてみると、拠出も完了しており給付額にも変化がないことから収益性に差は発生しない。しかし、それ以降の世代に関しては拠出額の削減効果が強く現れており総じて収益性は改善に向かう。ここで注意せねばならないのは、給付拠出比率が概して右下がりのスロープを描くのに対して内部収益率が右上がりの曲線となることである。すなわち所得再分配機能に関しては両指標で相反する結果が表れてしまっていることになる。この差異はやはり、両指標の定義によるものである。2式にあるとおり給付拠出比率は、所得に対して比例的な拠出削減効果に対して逆比例的な変化となって表れるが、内部収益率に関する効果についてはもう少し複雑になる。

内部収益率とは拠出総額と給付総額を一致させる割引率のことであるが、所得階層間の年金の内部収益率の差を考える際、もっともこれに影響を及ぼすのが①拠出期間と給付期間の相対的な違い、②給付額に占める基礎年金額の割合の違いである。男子単身世帯と女子単身世帯では先ず①の拠出期間と給付期間の相対的長さが平均余命の差異によって生じる。加えて、モデル世帯・共働き世帯に比べて基礎年金給付が満額ベースで比べて1/2になっており、所得再分配機能の恩恵がそもそも少ない世帯類型であるから②の給付総額に占める定額給付の割合にも差異が生じている。これらの結果、給付拠出比率では検出されない右上がりのスロープが内部収益率で表れてくることになる。

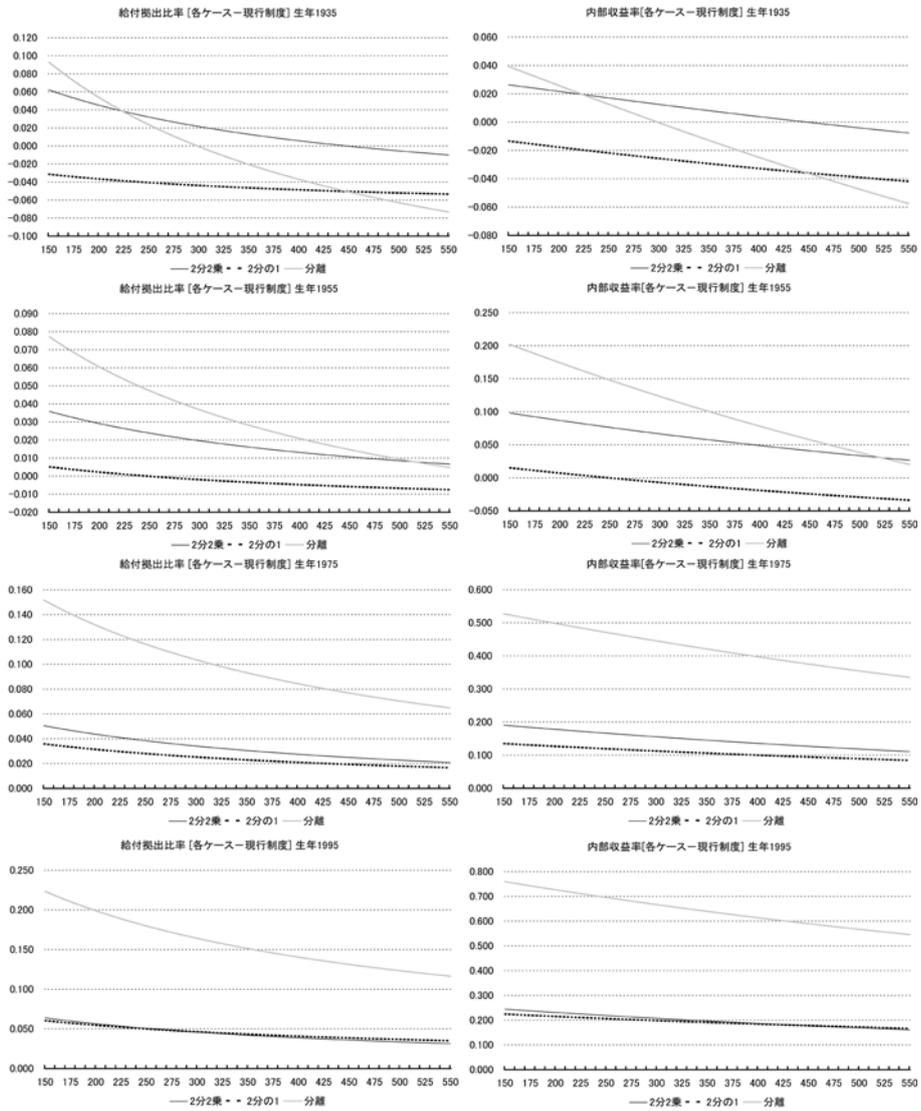


図 11: 共働き世帯の収益性の変化

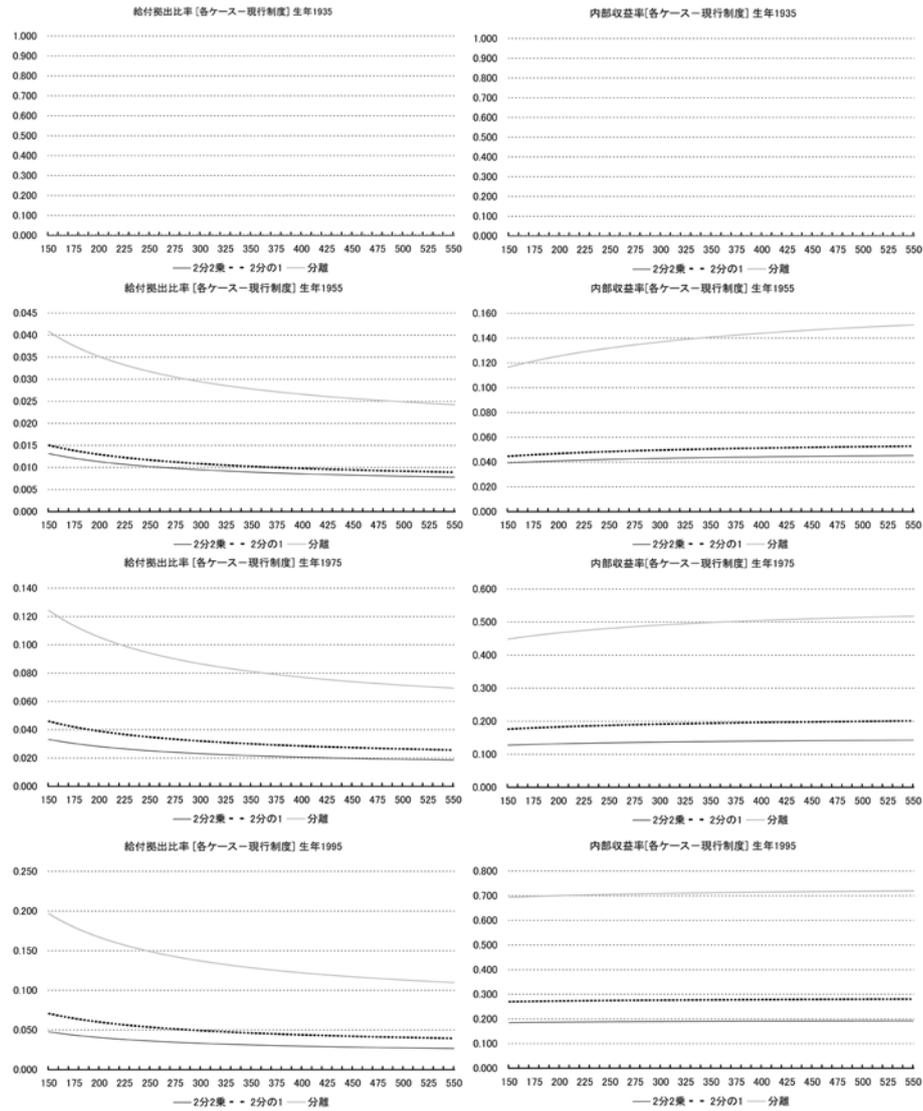


図 12: 男性単身世帯の収益性の変化

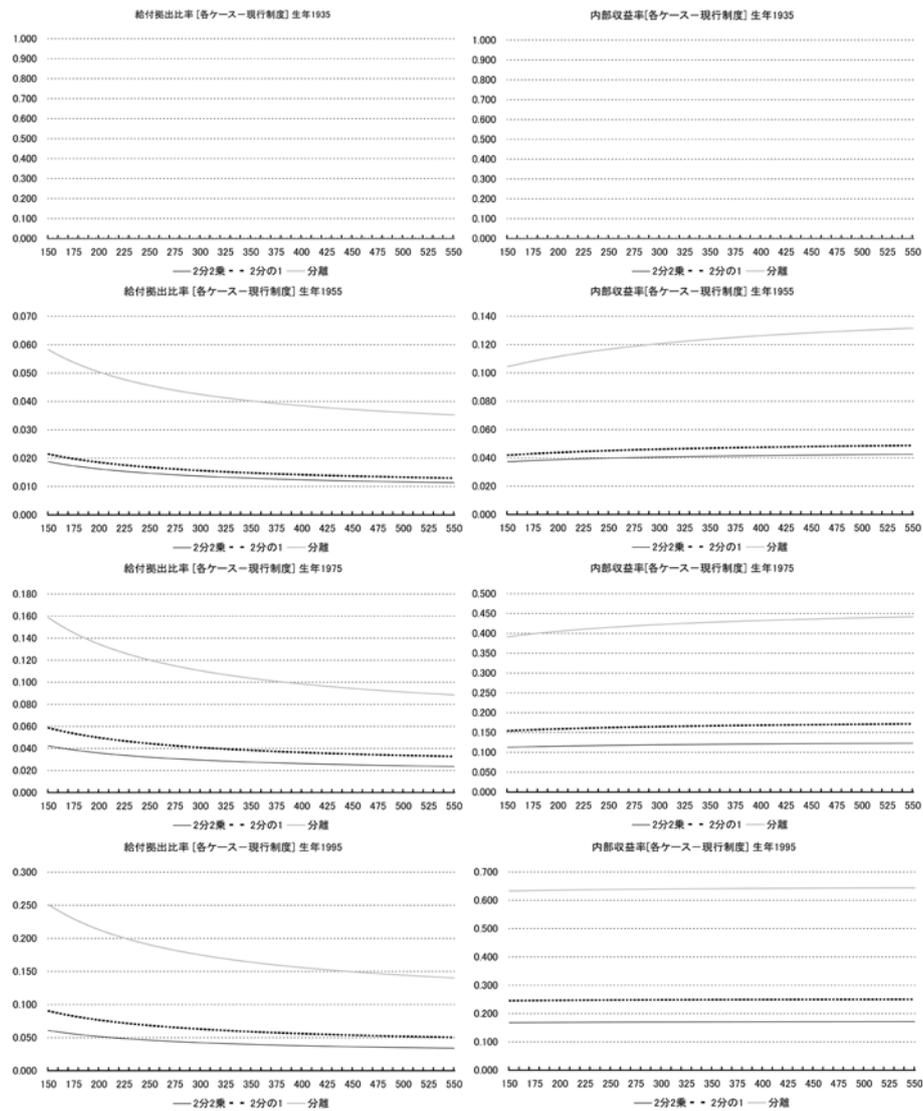


図 13: 女性単身世帯の収益性の変化

4.2.2 世帯類型間での変化

続いて制度改正前後における世帯類型間における給付拠出比率および内部収益率の変化について同様に考察する。図 14 から図 16 にまで示したのは、共働き世帯・男子単身世帯・女子単身世帯それぞれとモデル世帯の収益性の差、すなわち、

$$\beta_{\text{共働き or 単身}} - \beta_{\text{モデル世帯}}$$
$$IRR_{\text{共働き or 単身}} - IRR_{\text{モデル世帯}}$$

である。

図 4 で示したように、第 3 号被保険者制度の存在によりわが国の被用者年金制度では専業主婦世帯が最も高い収益性を享受できることになる。八田＝小口 (1999) が指摘したように、厚生遺族年金給付は現役時代の所得格差を老齢期にまで継続させる効果を持つだけでなく、収益性の点で専業主婦を有する世帯を最も有利にする効果を持っている。図 14 から図 16 を見ても、各世帯類型とモデル世帯との収益性の差分は概ね右上がりである。差分が負の値を取るということはその分モデル世帯の方が高い収益性を得られることを示しているが、1935 年生まれの共働き世帯では一部の世帯で正の値を取っている。これはこの世代の厚生年金の収益性が後世代に比べて十分に高いことを反映しての事である。妻が第 3 号被保険者として個人の拠出負担を負わずに基礎年金を受給できるメリットよりも、第 2 号被保険者として保険料を納めて給付を受けた方が有利であったからである。

また共働き世帯でも単身世帯でもそれぞれ右上がりの曲線となっているが、共働き世帯と単身世帯では右上がりとなる理由が若干異なっている。共働き世帯とモデル世帯の収益性の差が右上がりとなるのは、妻が基礎年金を受給するために保険料負担を負うか負わないかの違いが表れているものである。それに対して単身世帯とモデル世帯の収益性の差が右上がりになるのは、モデル世帯が保険料負担無く定額の妻名義の基礎年金を受給できているのに対して、同じ拠出負担でありながら単身世帯が妻分の基礎年金を受給できていないことの反映である。

さて、遺族年金に関するそれぞれの改正案実施の前後で世帯間にどのような変化が現れるのかを検討しよう。各世帯類型とも概ね遺族年金制度の改正によって幾分かモデル世帯との格差が縮まる傾向にはある。しかし、それぞれを細かくみると複雑な変化を見せていることが分かる。

まず、給付拠出比率と内部収益率とで世代間の変化がかなり異なった形で表れている。給付拠出比率でみると 1935 年・1955 年生まれの世代は制度改正によりモデル世帯間との収益性の格差が縮小する傾向が見取れる。これは確定した拠出総額の下で遺族給付が削減・分離されることでモデル世帯の収益性が悪化することの反映であろう。しかし、1975 年・1995 年生まれになるとこの傾向はほぼ消失し、改革前後でほとんど収益性に変化が出ない。こ

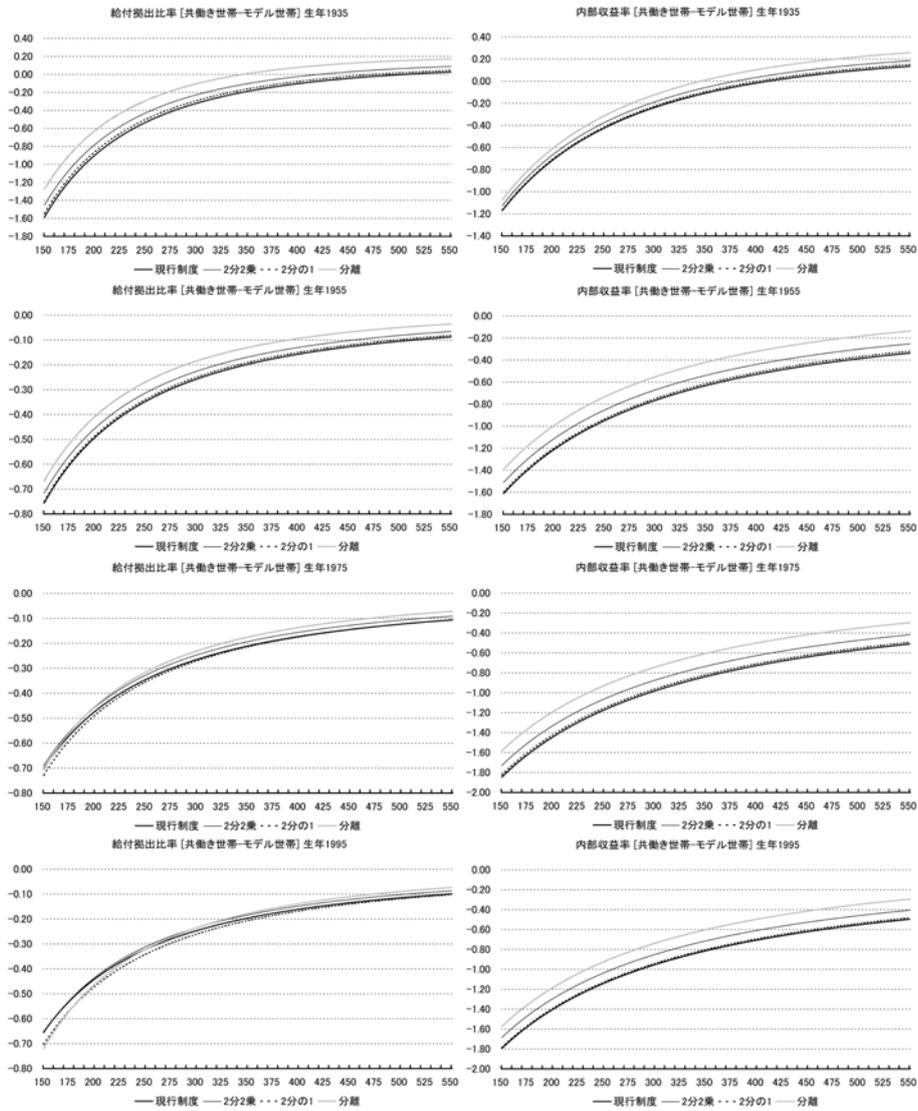


図 14: 共働き世帯とモデル世帯の収益性の差の変化

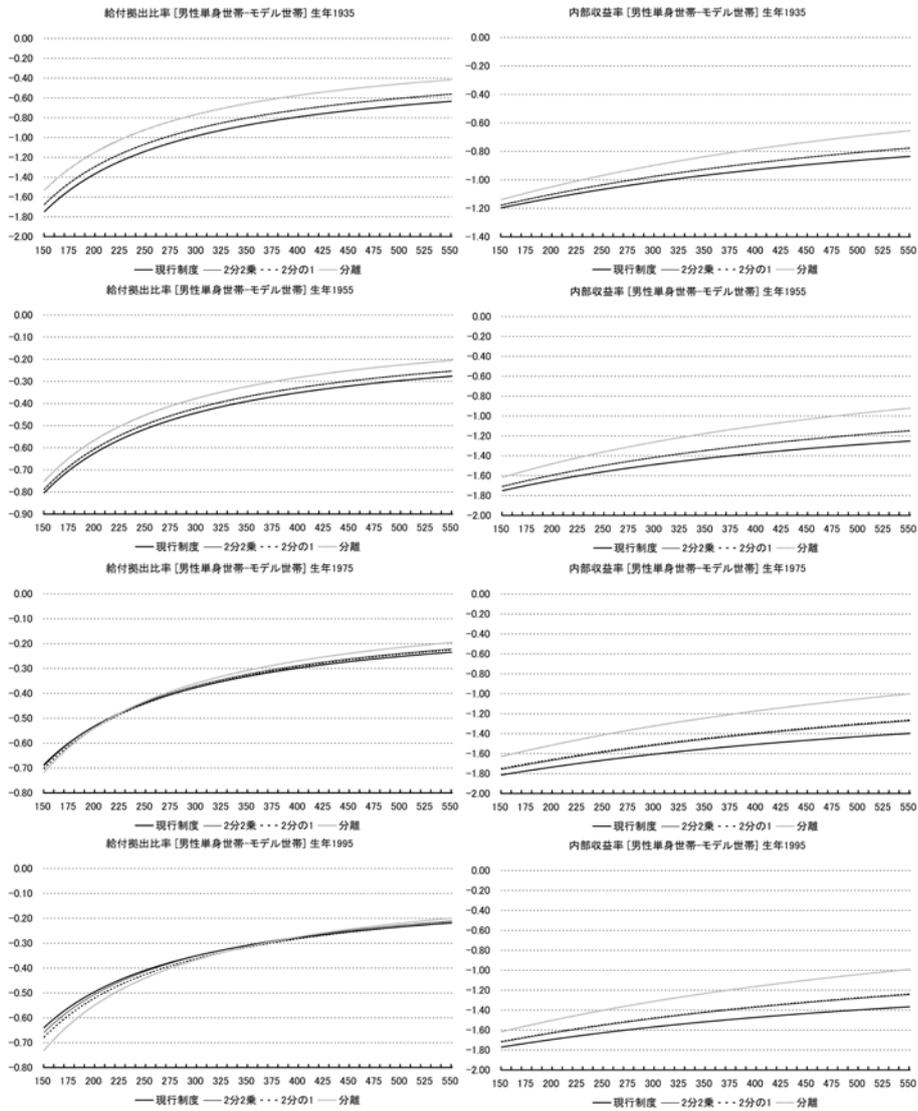


図 15: 男子単身世帯とモデル世帯の収益性の差の変化

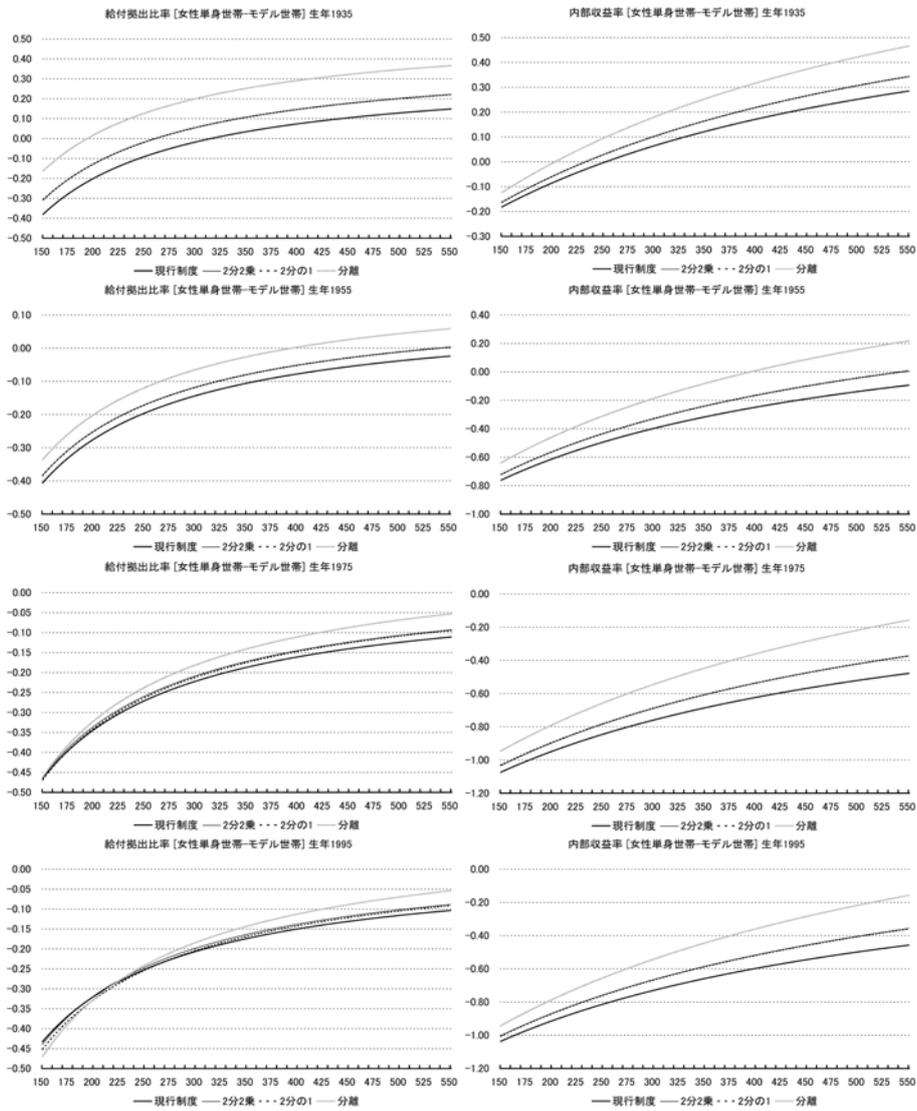


図 16: 女子単身世帯とモデル世帯の収益性の差の変化

れはおそらくは遺族年金制度改正によってモデル世帯にとっても保険料負担が減り、収益性を増加させる効果が遺族給付の削減による収益性悪化の効果のかなりの部分を相殺していることによるものと思われる。しかし、内部収益率でみるとどの世代においても制度改正でモデル世帯との格差が縮小する傾向にある。これはどの世代においても遺族給付の削減・分離の格差縮小効果がドミナントになっていることを示している。給付抛比率と内部収益率は同じく収益性をみる指標ではあるが、定義の違いによってそれぞれ効果の出方は違った様相を示すこともあることには注意を要する。

また男子単身世帯と女子単身世帯を比べると、各世代とも女子単身世帯の方が制度改正による格差縮小効果が強く出ている。これには男性と女性の平均余命の差が強く影響している。女性の方が平均的に約7年長生きすると予想されるが、同じ抛期間に対してこれだけ長い給付期間をもつ女性には、単身世帯ベースで見る限り、遺族給付改正による抛負担の軽減はより有利に働くことになる。

5 まとめ

本論文では、2009年の次期公的年金制度改正で論争点のひとつになる可能性が高いと思われる遺族年金給付の改正について、あり得る改正案に関して筆者らが独自に開発した年金財政シミュレーションモデル(RIETIモデル)を用いて定量的な評価・検討を加えた。

ここで検討されたのは、①欧州並みに遺族年金給付を夫の給付の50%程度に削減する案、②遺族に対する給付を遺族給付という形式ではなく夫婦世帯が得る年金給付は抛負担を問わず夫婦共同で納めたものと見なす2分2乗式の年金給付に改める案、③スウェーデン方式を範として扶助原理に基づく遺族給付を厚生年金保険制度から分離し厚生年金を保険原理に基づく給付により純化させる案、の3案である。

得られた結論は次の通りである。まず、現在の公的年金制度が基礎年金制度という全ての年金受給者が受給する基礎的給付にかかる負担を各年金間で分配する制度の上に成り立っている限り、マクロ経済スライドの適用期間の削減を検討することは、国民年金制度の破綻を招くことから不可能であり、これらの改正案の実施に際して厚生年金保険料負担の軽減で対応することが妥当であり、それぞれの改正案に基づけば相当程度の保険料引き上げスケジュールの前倒し停止が可能である。さらにそれに付随する効果として、現在の有限均衡方式の下で莫大な規模にふくれあがることが予想される公的年金制度の積立金額を幾分か軽減させることができる。これより運用収益のぶれにより生じるリスクを軽減・回避させる効果が期待できる。

さらに、厚生年金の収益性について各改正案の下で世帯類型内および世帯類型間で世代別にどのような影響が生じるのかも検討した。各改正案の実施

により中高齢世代のモデル世帯を中心に収益性が悪化する受給者が存在するが、若年世代を中心に保険料負担の軽減の恩恵を受ける世帯が多く出現すること、有限均衡方式のもとで主に若年世代が中高齢世代が残した積立金の取り崩しの恩恵を受けることの効果が相まって世代間の格差も若干縮小することが期待できる。また、当然ながら遺族年金給付の削減・分離によりモデル世帯とその他の世帯類型間の格差は概ね縮小していくことが確認された。

本稿で検討された改正案のうち、もっともラディカルなのは③の遺族年金分離化案であろう。この案は年金制度の原理原則を分かりやすいものにするという観点からも非常に魅力的ではある。しかし、遺族年金の分離化はスウェーデンにおける年金制度改革における最も重要かつ困難な改正内容であったことを鑑みても、よほどの国民の合意が無い限り実現は難しいかもしれない。その点からは、①の1/2削減案と②の二分二乗方式案は実現性が高いともいえる。しかし、特に①の1/2削減案は給付の抑制という点においてはより強い効果を持つものの、それに伴う生活保護世帯の増加などに懸念がある。従って、財産権等の問題をクリア可能であるという前提の下で②の二分二乗案が今後検討されうる最善の策であるかもしれない。

最後に、本章では検討しなかった諸課題について触れておきたい。まず、厚生遺族年金給付の削減・分離にあたって厚生年金保険料負担の軽減ではなく、マクロ経済スライドの適用を軽減しながら国民年金勘定が破綻しないように国民年金保険料負担の引き上げで対処する方法も考えられる。しかし、2004年の年金制度改革で保険料負担の上限を法定化してしまったことから国民年金保険料の再引き上げは政策的実現性がきわめて薄く、さらには急速に進行中の高齢化の中で社会保障負担の増大につながる議論はナンセンスともいえるため敢えて本章では検討対象にしなかった。ただ、これらの案も我々のシミュレーションモデルでは容易に検討可能であるので機会があれば推計したい。

参考文献

- [1] 石弘光(1981)「課税所得補足率の業種間格差——クロヨンの一つの推計」『季刊 現代経済』SPRING 1981
- [2] 大田弘子・坪内浩・辻健彦(2003)「所得税における水平的公平性について」内閣府政策統括官 景気判断・政策分析ディスカッション・ペーパー
- [3] 小口登良・鈴木亘・松崎いずみ(2004)「公的年金財政の評価」社会保障改革の政策評価研究報告書『社会保障財政の全体像と改革の方向』日本経済研究センター
- [4] 小塩隆士(2005)『人口減少時代の社会保障改革』日本経済新聞社

- [5] 久保知行 (2005) 『女性と年金』 清家篤・府川哲夫編 『先進五か国の年金改革と日本』 丸善プラネット
- [6] 厚生統計協会 (2004) 『保険と年金の動向 2004』 厚生指標 臨時増刊
- [7] 厚生労働省 (2001) 『女性自身の貢献がみのある年金制度』 女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会 報告書
- [8] 厚生労働省年金局 (2005) 『厚生年金・国民年金 平成 16 年財政再計算結果』
- [9] 厚生労働省年金局 (2003) 『多様な働き方に対応できる中立的な年金制度を目指して』
- [10] 駒村康平 (2005) 『年金改革 安心・信頼のできる年金制度改革』 生産性労働情報センター
- [11] 鈴木亘・小口登良・小塩隆士 (2004) 「年金財政モデルによる 2004 年年金改革の評価」 社会保障改革の政策評価研究報告書 『社会保障財政の全体像と改革の方向』 日本経済研究センター
- [12] 千保喜久夫 (2006) 「女性と年金」 日本年金学会編 『持続可能な公的年金・企業年金』 ぎょうせい
- [13] 高山憲之 (2004) 『信頼と安心の年金改革』 東洋経済新報社
- [14] 高山憲之・山口光太郎 (1999) 「年金財政の将来予測」 『経済研究』 第 50 巻第 3 号
- [15] 橘木俊詔 (2005) 『消費税 15%による年金改革』 東洋経済新報社
- [16] 日本経済研究センター金融研究班 (2004) 『年金改革と銀行・生保経営』 日本金融研究 11、日本経済研究センター金融研究班報告書
- [17] 八田達夫・小口登良 (1999) 『年金改革論 積立方式へ移行せよ』 日本経済新聞社
- [18] 堀勝洋 (2005) 『年金の誤解』 東洋経済新報社